

# 華誠の知的財産権ニュースレター



2021年11月 第五十五期

## 目次

### 知的財産権

|   |   |
|---|---|
| WIPO が 2021 「世界知的財産権指標」を公表 2020 年中国特許、商標及び意匠の出願件数がいずれも世界トップ1に ..... | 2 |
| 特許 .....  | 2 |
| 商標 .....  | 3 |
| 工業製品の意匠 .....   | 4 |
| 植物品種 .....  | 5 |
| 地理的表示 .....   | 6 |



公式サイト：[www.watsonband.com](http://www.watsonband.com)

Eメール：[mailip@watsonband.com](mailto:mailip@watsonband.com) | [mail@watsonband.com](mailto:mail@watsonband.com)

## 知的財産権

### WIPO が 2021 「世界知的財産権指標」を公表 2020 年中国特許、商標及び意匠の出願件数がいずれも世界トップ 1 に

11月8日、WIPOは「世界知的財産権指標」報告（以下、「WIPI 報告」という）を発表した。2020年、中国は45.7%の世界特許出願件数、54%以上の全世界商標出願件数及び55.5%の世界意匠件数で世界トップ1となった。

WIPI 報告によると、グローバルな商標出願活動はグローバルな景気後退を恐れず、2020年に盛んに発展しており、起業が活力に満ちており、パンデミックに対応するために新たな商品及びサービスを打ち出したことを示している。

WIPI 報告はまた、2020年に特許及び工業製品の意匠出願活動が回復したことは、厳しい世界的な衛生情勢において、人類のイノベーションが依然として回復力を持っていることも示している。

WIPI 報告のデータによると、商標出願活動は13.7%増加し、特許は1.6%増加し、意匠は2%増加しており、当該報告は約150の国及び地域の主管官庁の新しいデータをまとめており、イノベーター、設計者及びブランドがどのように段々と知的財産権ツールに依存してその企業を拡張し、新たな成長を求めるかを示している。

WIPI 年次報告は知的財産権データを収集・分析し、政策立案者、ビジネスリーダー、投資家、学者およびイノベーションとクリエイティブのマクロトレンドを模索するその他の人々に情報を提供している。

#### 特許

グローバル特許出願活動件数は、中国の出願件数の減少により2019年に10年ぶりに減少した後、2020年に回復して増加に転じている。2020年、中国国家知識産権局は改めて増加を報告し、合計150万件の特許出願を受理している。当該件数は、第2位の大国であるアメリカ合衆国の特許庁（米国特許商標庁、597,172件）が受理した出願件数より2.5倍多い。米国の次は日本（日本特許庁、288,472件）、大韓民国（韓国特許庁、226,759件）及び欧州特許庁（欧州特許庁、180,346件）となっている。当該5大主管官庁が受理した出願件数は世界全体の85.1%を占めている。

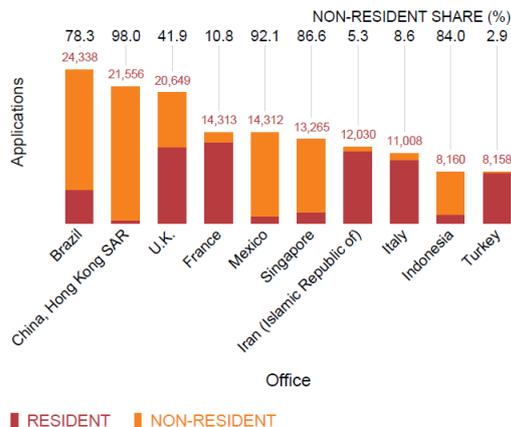
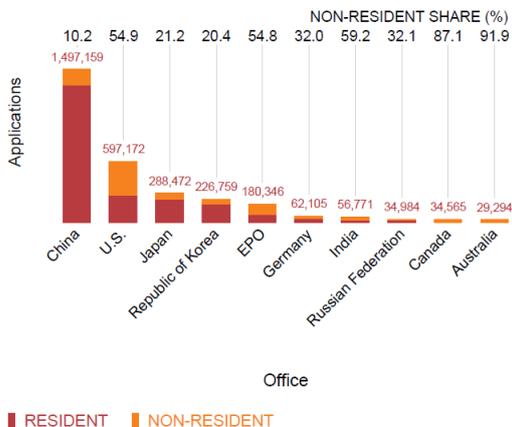
| 特許       | 2019年     | 2020年     | 成長率 (%) | 全世界総件数に占める割合 (%) |
|----------|-----------|-----------|---------|------------------|
| 全世界の出願件数 | 3,226,100 | 3,276,700 | 1.6     | 100.0            |
| 中国       | 1,400,661 | 1,497,159 | 6.9     | 45.7             |
| 米国       | 621,453   | 597,172   | -3.9    | 18.2             |
| 日本       | 307,969   | 288,472   | -6.3    | 8.8              |

トップ10の主管官庁において、2020年に出願件数の増加を記録したのは中国(+6.9%)、インド(+5.9%)、大韓民国(+3.6%)の3つだけで、ドイツ(-7.9%)と日本(-6.3%)は急激に減少している。

特許出願件数トップ10の主管官庁にはドイツ(62,105件)、インド(56,771件)、ロシア連邦(34,984件)、カナダ(34,565件)及びオーストラリア(29,294件)も含まれている。

# 知的財産権

A8. Patent applications at the top 20 offices, 2020



## 商標

2020年には全世界で約1,340万件の商標出願があり、1,720万の類別をカバーしている。出願において指定された分類数は2020年に顕著に13.7%増加し、11年連続で増加した。COVID-19によるパンデミックの間、全世界の多くの国で経済活動がかなり低迷している。対照的に、トップ20の主管官庁のうち16の主管官庁では商標出願活動件数が大幅に増加している。実際は、2020年に2桁の成長率を達成したのは11の主管官庁で、ドイツの12.2%からインドネシアの44.3%まで様々である。ほとんどの場合、全体的な増加は住民の出願件数の増加によって促進されている。

B1. Trend in trademark applications worldwide, 2006–2020



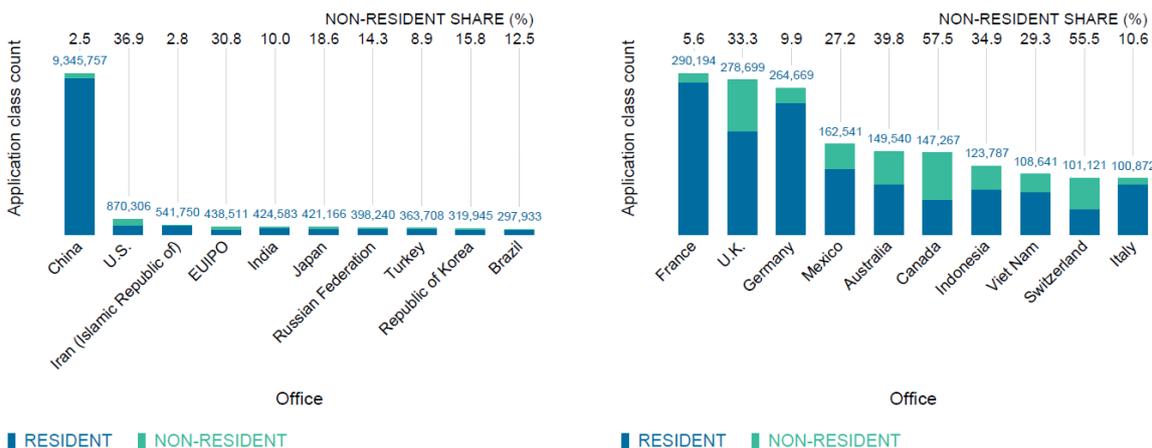
B2. Trend in trademark application class counts worldwide, 2006–2020



## 知的財産権

中国国家知識産権局の出願活動「1」件数が最も多く、カテゴリ別に統計すると約 930 万であり、次は米国特許商標庁（870,306）、イラン・イスラム共和国（541,750）、欧州特許庁（EPO、438,511）及びインドの主管官庁（424,583）である。インドの主管官庁は日本を超えて、商標出願活動の 5 大官庁のひとつとなっている。

B10. Trademark application class counts for the top 20 offices, 2020

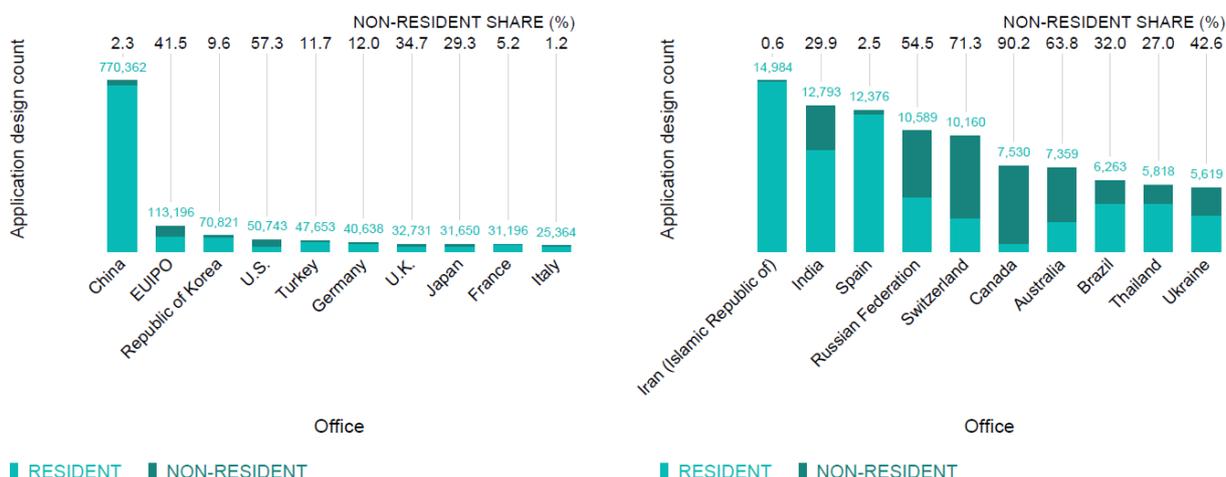


アジアの各主管官庁は 2020 年の全商標出願活動件数の 71.8% を占め、2010 年の 41.3% を上回っている。欧州のシェアは 2010 年の 34.1% から 2020 年には 14.7% に低下している。北米は 2020 年の世界全体の 5.9% を占め、アフリカ、ラテンアメリカとカリブ地域及びオセアニアに位置する主管官庁の 2020 年の合計シェアは 7.7% となっている。

### 工業製品の意匠

2020 年、全世界で工業製品約 110 万件の意匠出願が提出され、その中には 140 万件の意匠が含まれており、年度同期比で 2% 増加している。2020 年に中国国家知識産権局が受理した出願には 770,362 件の意匠が含まれており、世界全体の 55.5% を占めている。次いで欧州特許庁（113,196 件）、韓国特許庁（70,821 件）、米国特許商標庁（50,743 件）及びトルコ（47,653 件）となっている。

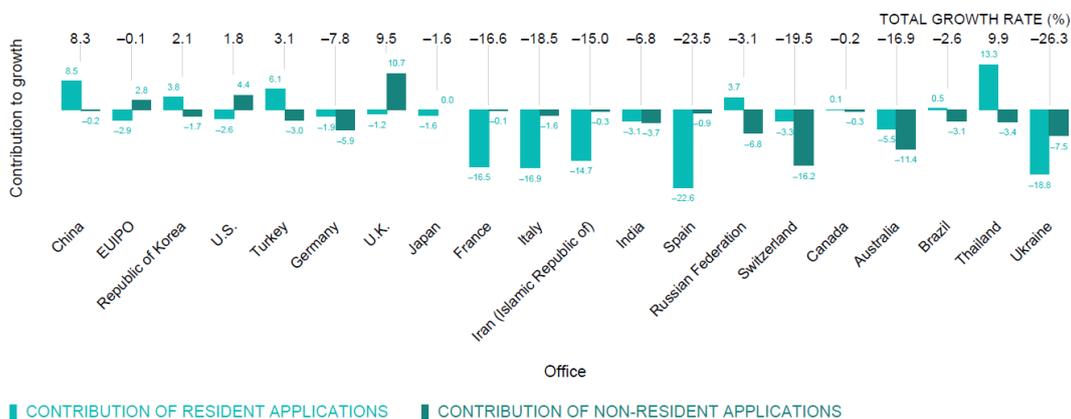
C10. Application design counts for the top 20 offices, 2020



## 知的財産権

トップ10の主管官庁のうち、英国(+9.5%)及び中国(+8.3%)の2020年の意匠出願活動件数は力強い増加を記録し、トルコ(+3.1%)、大韓民国(+2.1%)及び米国(+1.8%)は小幅な増加を示している。「2」

C11. Contribution of resident and non-resident application design counts to total growth for the top 20 offices, 2019–2020

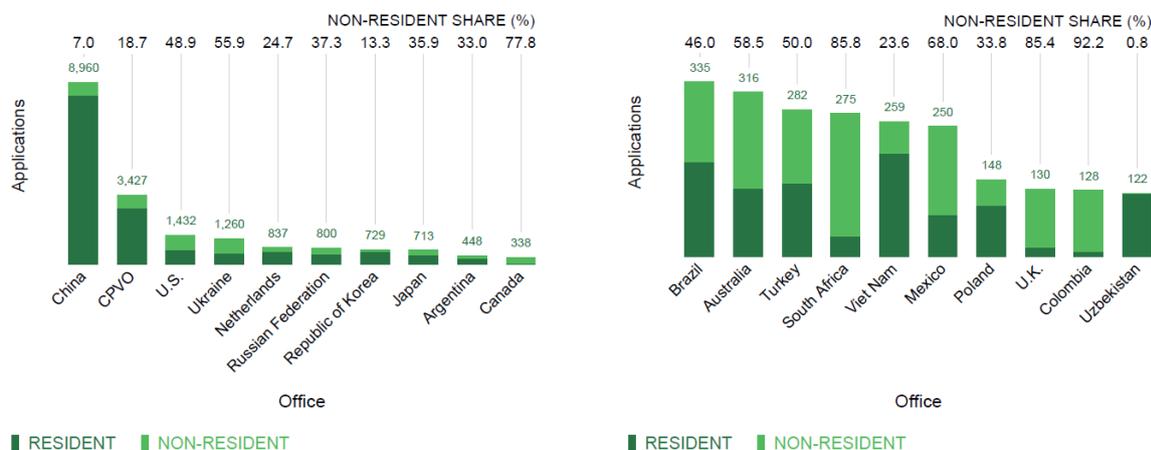


2020年、アジアの各主管官庁は全世界の全ての意匠出願において70.9%を占め、2010年の60.8%を上回っている。欧州のシェアは2010年の31.5%から2020年には22.1%に低下している。アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ地域、北米・オセアニアの2020年のシェアは合計7%である。

## 植物品種

2020年、全世界で提出された植物品種の出願は約22,520件であり、2019年より5.1%増加している。中国主管官庁は2020年に8,960件の植物品種の出願を受理し、これは全世界全体の39.8%に相当する。中国の次は欧州連合の植物品種庁(CPVO、3,427件)と米国(1,432件)、ウクライナ(1,260件)及びオランダ(837件)の主管官庁となっている。

D5. Plant variety applications for the top 20 offices, 2020

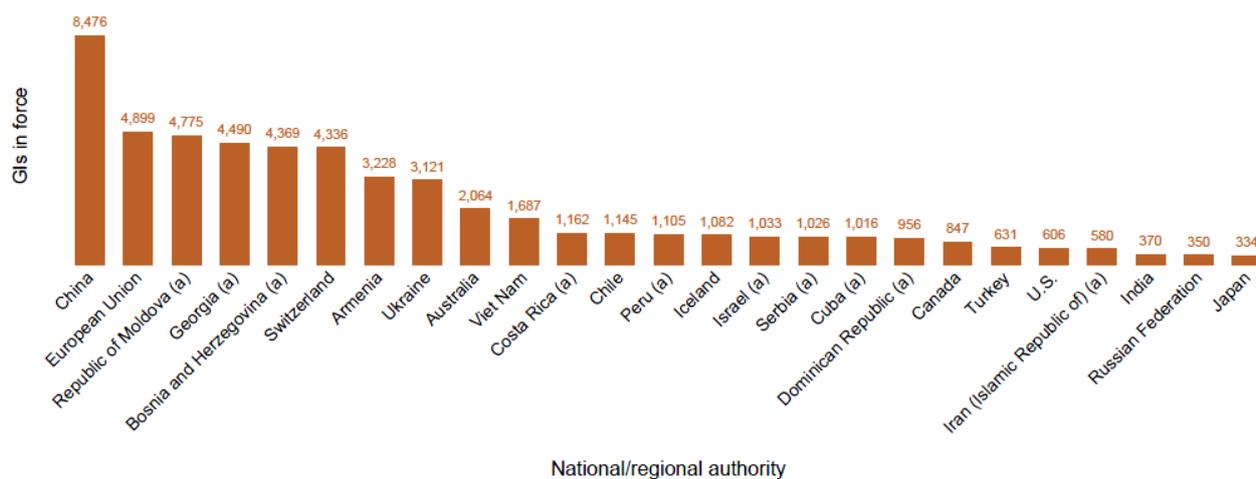


## 知的財産権

### 地理的表示

92 の国と地域の主管官庁のデータによると、2020 年に保護された有効な地理的表示は合計約 58,800 件である。地理的表示とは、特定の地理的な出所を有し、かつ当該産地に由来する品質又は評判を有する製品に使用される表示であり、例えば、チーズに使用されるグリュエール (Gruyère) やスピリッツに使用されるテキーラ (Tequila) である。ドイツ (14,394 件) が報告した有効な地理的表示が最も多く、次は中国 (8,476 件)、ハンガリー (7,566 件) 及びチェコ共和国 (6,180 件) となっている。

#### 5.1. Geographical indications in force for selected national and regional authorities, 2020



「ワイン・スピリッツ」に関連する有効な地理的表示は、2020 年の世界全体の約 56.1% を占め、次いで農産物と食品 (38.6%) 及び手工芸品 (3.6%) となっている。

脚注:

「1」 商標出願活動とは、商標出願において指定された総分類数を指す。

「2」 工業製品の意匠出願活動とは、工業製品の意匠出願に含まれている意匠の総件数を指す。